都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長 飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザに関するQ&A(4月28日版)について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今回のメキシコや米国等における豚インフルエンザ事例に対応し、W HOにおいて、インフルエンザのパンデミック警戒レベルをフェーズ4に引き 上げたところです。

今般、保健所等における相談に活用するため、厚生労働省健康局結核感染症 課より、各都道府県等新型インフルエンザ担当部(局)宛、別添のとおり参考 資料が事務連絡されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会 管下郡市区医師会、医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申 し上げます。

事 務 連 絡 平成21年4月28日

都道府県 各 政 令 市 特 別 区

新型インフルエンザ担当部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

#### 新型インフルエンザに関する Q&A について

今回のメキシコや米国等における豚インフルエンザ事例に対応し、WHO において、インフルエンザのパンでミック警戒レベルをフェーズ4に引き上げたところです。

保健所等における相談のため、以下の参考資料をお送りいたしますので、ご活用いただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

- 1. 新型インフルエンザに関する Q&A (保健所用)(暫定版)
- 2. WHO 事務局長マーガレット・チャン医師による宣言(仮訳)

# 新型インフルエンザに関するQ&A

(保健所用:暫定版)

4月28日

# -基本情報-

#### 新型インフルエンザとは何ですか?

新型インフルエンザウイルスとは、動物のインフルエンザウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザといいます

今般、メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ(HINI)を感染症法第6条第7号に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置づけたところです。

#### フェーズ3から4に上がったのはどういう意味ですか?

WHO では、パンデミックが起こる前からパンデミックがピークを迎えるまでを 状況に応じて6つのフェーズに分類して、それぞれの対応等を規定している。

フェーズ3、は動物からヒトへの新たなインフルエンザ感染があるが、ヒトからヒトへの感染がないかあっても稀である状態で、新型インフルエンザ対策 行動計画においては、未発生期に当たります。

フェーズ4はヒトーヒト感染が効率的に起こるようになった状態で、新型インフルエンザ対策行動計画においては、国内での新型インフルエンザの発生は認められていない「第一段階(海外発生期)」に当たります。

### パンデミックがはじまったのですか?

パンデミックを引き起こすインフルエンザとは、表面の抗原性がまったく異なる新型のウイルスが出現することにより、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすものです。

4月28日、WHO は、インフルエンザのパンデミック警戒レベルを現在のフェーズ3から4へ引き上げました。ただし、これはパンデミックの可能性が高まったことを示唆するが、パンデミックが回避不可能なものであると示すものではないとしています。

#### **通常のインフルエンザと見分けることは可能ですか?**

症状は類似しており見分けることは困難ですが、流行地への渡航歴・感染した豚との濃厚接触・感染者との接触歴等が参考になります。

症状等から新型インフルエンザに感染していると疑われる場合は、PCR(遺伝子検査)等を行うことにより、確定診断をすることができます。

# 一旅行関連一

家族が流行国から帰国するのですがどのような手続きを経て帰宅するのでしょうか?

- (1)発症していた場合は隔離されます。
- ②渡航中に患者や感染が疑われる方と行動を共にしたり機内等において患者に直接触れたり、2m以内で対話する等をした場合は濃厚接触者として停留の対象になります。
- ③同乗者及び発生国からの入国者については検疫法に基づく健康監視の対象者になります。

流行地から帰ってきたが家族と一緒にいても良いですか?また食事を一緒にすることは避けるべきですか?

流行地からの帰国者については症状を認めなくとも、10 日間は自宅で待機いただき、外出はなるべく控えていただきます。ただし、家族と一緒に食事をしたり、同じ部屋で過ごすことは構いません。

#### 健康監視されていることは秘密にしてもらえますか?

検疫所と都道府県および保健所の担当者により、厳格に個人情報は保守されますので、御安心ください。

# 検疫法に基づく健康監視を拒否したら罰則はありますか?

検疫法に基づく健康監視を拒否した場合には罰則の対象となります。 (検疫法第36条 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

# -医療関連-

#### 感染した場合、治療することが義務づけられるのですか?

感染症法においては、国内で感染していることが確認された場合、入院して 治療を受けること、また、感染している可能性が高い同居者等やその濃厚接触 者は、外出自粛を要請され、保健所へ健康状態を報告することが、定められて います。

# 医療機関に受診している慢性疾患等を有する定期受診患者に特別な 配慮は必要でしょうか?

慢性疾患等を有する定期受診患者については、定期薬の長期処方をしておく 等、患者の状態に配慮しながら、まん延期となった場合に医療機関を直接受診 する機会が減らせるよう努めてください。

また、慢性疾患等を有する定期受診患者について、まん延期に発熱した際に、 電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができ た場合には、ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せん を発行できます。このことをスムーズに実施いただくために事前にかかりつけ 医師が了承した上で、その旨をカルテ等に記載しておくよう努めてください。

### 予防のために何を準備したら良いですか?

飛沫感染予防のためのマスクと手洗いのための石けんを2週間分程度準備 することが望ましいです。

#### 予防のためにタミフルをもらえるのですか?

タミフルについては、国及び都道府県において十分な備蓄を進めていると ころですが、新型インフルエンザによる感染が拡大した場合や、予防投与用の 備蓄量が一定以下になってきた場合には、予防投与は行わず、治療投与を優先 することになっています。

#### タミフルはどこで処方してもらえますか?

医療機関等において医師が必要と認める場合に、処方せんの発行により処方されます。

# ーその他ー

### 飲食物・生活必需品は何日分準備したらよいですか?

パンデミックに備えて、2週間程度備蓄しておくことが望ましいです。

WHO 事務局長マーガレット・チャン医師による宣言 2009 年 4 月 27 日

豚インフルエンザ

国際保健規則 (2005) に基づき設置された緊急委員会の第 2 回会合が 2009 年 4 月 27 日に開催された。

同委員会は、米国、メキシコおよびカナダにおける豚インフルエンザ A/H1N1 の確定した発生について入手可能な情報を検討した。同委員会は他国にも拡散している可能性があるという報告も検討した。

同委員会からの助言を受けて、WHO事務局長は下記を決断した。

事務局長は、インフルエンザのパンデミック警戒レベルを現在のフェーズ3から4へ引き上げた。

パンデミック警戒レベルを高く変えることは、パンデミックの可能性が高まったことを示唆するが、パンデミックが回避不可能なものであると示すものではない。

更なる情報が得られれば、WHOは、フェーズ3に戻すか、ほかの警戒フェーズに上げるかを決定することができる。

この決断は、主に、ヒトーヒト間感染を示す疫学的なデータと、ウイルスが共同体レベルの集団発生を起こす力を有していることに基づいている。

ウイルスが広範囲に広まっていることを考えると、事務局長は集団発生の封じ込めは 現実的ではないと考えた。現在のところは、被害を緩和する手段に集中するべきであ る。

事務局長は国境を封鎖することのないよう、そして国際的な交通を制限することがないよう勧告した。体調の良くない者は渡航を遅らせ、国際的な旅行の後に症状が出つつある者は医療機関を受診することが望ましいと考える。

事務局長は、季節性インフルエンザ用のワクチンは現時点では継続して製造されるべきであるものの、状況に応じて再評価されるべきと考えている。WHO は A/H1N1 ウイルスに対して効果のあるワクチンを開発するのに必要な手順を促す予定である。

事務局長は、あらゆる対策は国際保健規則の目的と範囲に則るべきであることを強調 した。



Statement by WHO Director-General, Dr Margaret Chan 27 April 2009

#### Swine influenza

The Emergency Committee, established in compliance with the International Health Regulations (2005), held its second meeting on 27 April 2009.

The Committee considered available data on confirmed outbreaks of A/H1N1 swine influenza in the United States of America, Mexico, and Canada. The Committee also considered reports of possible spread to additional countries.

On the advice of the Committee, the WHO Director-General decided on the following.

The Director-General has raised the level of influenza pandemic alert from the current phase 3 to phase 4.

The change to a higher phase of pandemic alert indicates that the likelihood of a pandemic has increased, but not that a pandemic is inevitable.

As further information becomes available, WHO may decide to either revert to phase 3 or raise the level of alert to another phase.

This decision was based primarily on epidemiological data demonstrating human-to-human transmission and the ability of the virus to cause community-level outbreaks.

Given the widespread presence of the virus, the Director-General considered that containment of the outbreak is not feasible. The current focus should be on mitigation measures.

The Director-General recommended not to close borders and not to restrict international travel. It was considered prudent for people who are ill to delay international travel and for people developing symptoms following international travel to seek medical attention.

The Director-General considered that production of seasonal influenza vaccine should continue at this time, subject to re-evaluation as the situation evolves. WHO will facilitate the process needed to develop a vaccine effective against A/H1N1 virus.

The Director-General stressed that all measures should conform with the purpose and scope of the International Health Regulations.